

未払い残業代の遡及支払額 1社平均 **609万円**

正しい労働時間管理で、未払い残業代は防ぐことができます。

# 未払い残業代を発生させない！ 労務管理の勘所セミナー

開催日時

12/15 Thu **開催終了**

1/16 Mon **開催終了**

2/2 Thu **開催終了**

2/20 Mon **開催終了**

＼ご好評につき／  
日程追加

3/14 Tue **開催終了**

4/19 Wed

5/15 Mon

午前 10:00-11:30  
午後 13:30-15:00

厚生労働省が公表した令和3年度の労働基準監督署の監督指導による未払い残業代の遡及支給額（支払額が1企業で合計100万円以上である事案）の平均額は、1企業当たり609万円、従業員1人当たり10万円でした。賃金請求権の時効は3年となり、さらに、2023年4月には中小企業の割増率が上げられますので、未払い残業代のインパクトはこれまで以上に大きなものになっていくでしょう。本セミナーでは、多くの企業で不適切な運用が見受けられる労働時間管理のポイントや、よくある残業代計算の誤りを解説します。続けて、時間外労働の上限規制を含めた、適正な労働時間・休日の管理を実現できる「奉行Edge勤怠管理クラウド」についてご紹介いたします。



お申込み

<https://www2.obc.co.jp/evt/HS0065/230419/?p=TYAM1705>

左のQRコードからもお申込みいただけます。

セミナー講師  
アクタス社会保険労務士法人  
人事コンサルタント 社会保険労務士  
星野 陽子氏

企業人事アドバイザーの他、就業規則等諸規程の制改定、IPOやM&Aシーンでの労務デューデリジェンスなどのコンサルティング業務にも従事。お客様に寄り添い、広い視野と高い視座でのアドバイスを心掛ける。